

志免町町勢要覧作成業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本プロポーザルは、志免町町勢要覧作成業務委託（以下「本件」という。）の実施に当たり、最適な提案を広く募集し、効果的かつ効率的な事業遂行を図ることを目的とする。

2 概要

（１）名称

志免町町勢要覧作成業務委託

（２）内容

志免町町勢要覧作成業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（３）期間

契約締結の日から令和８年３月31日まで

（４）上限額（消費税込）

6,567,000円

3 事務局

志免町まちの魅力推進課まちの魅力づくり係

〒811-2292 福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目１番１号

電話番号：092-935-1854 FAX番号：092-935-3417

E-mail：miryokuk@town.shime.lg.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。なお、複数事業者により行うが、同時に共同で提案する場合（以下「共同提案」とする。）は、共同提案する事業者についても、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。
- （２）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加表明書の提出期限以前になされている場合は、この限りではない。
- （３）本町において入札参加資格を有する者であること。ただし、当該資格を有していない者であっても、参加表明の手続時に、本町が求める資格審査表を提出し受理された場合は、参加資格を有するものとする。
- （４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号から第４

号まで及び第6号に該当しない者であること。

(5) プロポーザルに係る公告の日から契約締結の日までの間において、本町から指名停止措置を受け、又は指名を保留されている期間が存在していないこと。

(6) 過去5年において、本件と同種又は類似案件について実績があること。

5 日程（予定）

	項目	期日・期間等
1	参加表明書及び質疑書の提出	令和7年12月2日（火）まで
2	参加資格審査結果通知及び質疑に対する回答	令和7年12月4日（木）
3	企画提案書等及び辞退届の提出	令和7年12月10日（水）まで
4	プレゼンテーション審査	令和7年12月16日（火）
5	審査結果通知	令和7年12月19日（金）
6	契約締結	令和7年12月25日（木）頃

6 参加表明

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により書類を提出すること。なお、共同提案の場合は、参加表明書に共同提案する事業者名を記入の上、提出すること。

（1）提出書類

ア （様式1）参加表明書

イ （様式2）実績書

ウ （様式3）資格審査表（入札参加資格を有していない者）

（2）提出期限

前記5のとおりとする。

（3）提出先及び提出方法

前記3に記載の電子メールアドレス宛にPDFファイルにより電子メールで提出すること。

（4）参加資格審査結果通知

参加表明書を提出した事業者に対して、前記5のとおり電子メールで通知する。

7 質疑及び回答

本プロポーザルに関する質疑は、次により書類を提出すること。なお、共同提案の場合は、各事業者がそれぞれ提出すること。

（1）提出書類

（様式4）質疑書

（2）提出期限

前記5のとおりとする。

(3) 提出先及び提出方法

前記3に記載の電子メールアドレス宛にWordファイルにより電子メールで提出すること。

(4) 回答方法

参加資格要件を満たす者全員に対して、前記5のとおり電子メールで回答する。なお、参加が認められない者への回答は行わない。

(5) その他

質疑がない場合も、「なし」で提出すること。なお、審査に関わる職員の役職及び氏名等や他の提案者に関する質疑には、一切応じない。

8 辞退

参加表明後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、次により書類を提出すること。

(1) 提出書類

(様式5) 辞退届

(2) 提出期限

前記5のとおりとする。

(3) 提出先及び提出方法

前記3に記載の電子メールアドレス宛にPDFファイルにより電子メールで提出すること。

9 企画提案書等

本プロポーザルに関する企画提案書等は、次により書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア (様式6) 企画提案書提出書

イ (様式7) 企業概要書

ウ (任意様式、A4サイズ) 企画提案書

必要に応じて、仕様書の内容を踏まえ、具体的かつ詳細な内容のものを作成すること。

エ (様式8) 体制及び責任者の経歴書

オ (任意様式、A3サイズ) スケジュール

カ (様式9) 見積書

キ (任意様式、A4サイズ) 見積内訳書

カに係る各種内訳が分かるものを提出すること。なお、項目は問わないが、できる限り詳細に記載すること。

(2) 提出期限

前記5のとおりとする。

(3) 提出先、提出方法及び提出部数

前記 3 に記載の電子メールアドレス宛に PDF ファイルにより電子メールで提出するとともに、紙媒体で直接又は郵送（簡易書留郵便）により提出すること。

なお、紙媒体については、（１）の A から O の順でまとめ、インデックス又は仕切り等で分類し、8 部提出すること。

10 審査方法等

（１）審査委員会の設置

本件の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、本町の職員で構成する本プロポーザルの審査委員会を設置する。

（２）審査及び配点

審査委員会の各委員が審査を行うものとする。なお、配点については、志免町町勢要覧作成業務委託公募型プロポーザル審査基準のとおりとする。

（３）プレゼンテーション審査の実施

企画提案書等の内容を補完し、提案内容への質疑を行うため、プレゼンテーション審査を実施する。

ア 日時及び場所

前記 5 のとおり実施するが、詳細な時間と開催場所については、別途通知する。

イ タイムスケジュール（１提案者につき）

準備	10分
プレゼンテーション	30分
質疑及び回答	10分
後片付け	5分

ウ 参加人数

5 人までとする。なお、責任者は必ず参加すること。

エ 使用機器

プロジェクター（HDMI 接続）及びスクリーンは本町が用意するが、パソコンその他プレゼンテーションに必要な機器については、提案者が持参すること。

（４）採点対象としない場合

提出書類に不足等があった場合は減点とし、提出書類に虚偽の記載をした場合、又は審査に欠席した場合は採点を行わない。

（５）候補者の決定

審査の結果、最高点を得た者を候補者として決定するものとする。なお、最高得点者が 2 提案者以上になった場合は、見積金額が低い者を候補者とし、参加者が 1 提案者になった場合で、審査委員会が本実施要領及び仕様書等を満たすと判断した場合は、その 1 提案者を候補者とする。

（６）結果通知

前記5のとおり提案者全員に審査結果を通知する。

11 契約手続等

仕様書及び候補者の企画提案書等の記載事項を基本に協議の上、志免町財務規則（平成5年志免町規則第19号）に基づき契約を締結する。

企画提案書等に記載され、審査で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映するものとする。ただし、本件の目的達成のため、必要な範囲において候補者との協議により項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

12 失格となる提案者

提案者が、次に該当する場合は失格となることがある。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が上限額を超えている場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員長が失格であると認めた場合

13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本町は、本件に係る範囲において公表する場合、その他本町が必要と認める場合には、提出書類の内容を無償で利用できる。
- (3) 提出書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出期限後の修正又は変更は、一切認めない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、今後本町において指名停止措置を行うことがある。
- (6) 提案書の提出を辞退しても、これを理由として今後の指名等で不利益な扱いを受けることはない。
- (7) 提出書類等に記載された個人情報、本件の候補者の審査のみに使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、志免町情報公開条例（平成14年志免町条例第7号）に基づき提出書類を公開することがある。
- (9) 審査に対する異議申し立てはできないものとする。